

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成 2 5 年 7 月 1 0 日 諮問第 1 8 号)

[低遅延型デジタル特定ラジオマイクの導入に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(工藤課長補佐、土屋係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 9 5

無線設備規則の一部を改正する省令案について

－ デジタル特定ラジオマイクの技術的条件等 －

1 改正の理由

デジタル特定ラジオマイクは、放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等において利用されている。

しかし、デジタル特定ラジオマイクは、特定ラジオマイクに比べ周波数の利用効率は高いものの、デジタル処理による音声の遅延時間が生じるために、コンサート等の極めて少ない遅延を要求される環境においては利用が進まない状況にあるため、新たな周波数帯への移行に伴い、遅延時間を低減させた低遅延型デジタル特定ラジオマイクの開発が進められてきたところである。

このような背景を踏まえ、デジタル特定ラジオマイクの技術的条件等が情報通信審議会に取りまとめられたのを受け、導入に向けた関係規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

無線設備規則の一部を改正する省令案

- ① デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局にかかる無線設備の条件の一部変更（第 49 条の 16 の 2、別表第 2 号）
- ② その他規定の整備（第 14 条、別表第 1 号）

3 施行期日

公布の日から施行する。

諮問の背景と概要

- デジタル特定ラジオマイクは、アナログ方式と比べ、高音質で周波数の利用効率の向上が図れることから、平成21年に導入。
- しかし、デジタル処理の過程で発生する3～5ms程度の伝送遅延のため、コンサート等において、歌手が演奏とのリズムを合わせるようなシーンでは、デジタル特定ラジオマイクが利用し難い状況にある。
- 近年の技術の進展により、OFDM(直交周波数分割多重)方式を用いることによって、遅延時間を1ms以下程度に抑えた低遅延型ラジオマイクを実現することが可能。



特定ラジオマイクは、コンサートやミュージカル等において使用され、高音質の伝送品質が求められる。



低遅延型デジタル特定ラジオマイクの特徴

高音質かつ周波数の利用効率を保ちつつ、音声遅延時間を少なくしたデジタル特定ラジオマイクが実現。

	低遅延型	デジタル	アナログ
変調方式	直交周波数分割多重(OFDM)	位相変調 / 周波数変調 / 直交振幅変調	周波数変調
占有周波数帯幅	600kHz	288kHz	330kHz
遅延時間	1ms程度	3～5ms程度	μs級
同時使用本数(9MHzあたり)	11	18	7
近接可能距離(10mW送信時)	85m	107m	463m
特徴	高品質 / 低遅延	高品質 / 遅延あり	低遅延

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成 2 5 年 7 月 1 0 日 諮問第 1 9 号)

[人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定を導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(水落課長補佐、人見係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 9 0 5

無線設備規則の一部を改正する省令案について

—人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定の導入に向けた制度整備—

1 諮問の概要

現在、携帯電話など頭部で使用する無線機器に対しては、電波の安全性確保の観点から比吸収率の許容値を規定しているところ、人体の頭部を除く部位に近接して使用する無線機器が普及してきたことや国際電気標準会議によりそのような無線機器に適用される比吸収率測定方法が国際標準化されたこと等を踏まえ、情報通信審議会において、「局所吸収指針の在り方」及び「人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」について審議が行われた。審議の結果、平成 23 年 5 月に局所吸収指針の適用周波数範囲の上限を 3 GHz から 6 GHz まで拡張する等の旨の答申が、また同年 10 月には、人体側頭部を除く人体における SAR の測定方法について答申が行われた。

本件は、これらの答申を踏まえ、人体頭部における許容値に加え、人体の頭部を除く部位に近接して使用する無線機器に対しても比吸収率の許容値を適用するため、無線設備規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 人体に近接して使用する無線設備への比吸収率の許容値の適用

これまで人体頭部に近接して使用する無線設備に対して、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率を 2 W/kg 以下とするよう規定していたところ、人体頭部における許容値に加え、人体（頭部を除く）に近接して使用する無線設備に対して、当該無線設備から発射される電波の人体における比吸収率を 2 W/kg（四肢にあっては 4 W/kg）以下とするよう規定する。

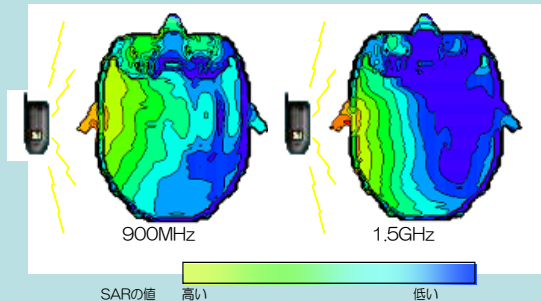
(2) 同一筐体中に複数の無線設備を備えた機器から発射される電波の安全性担保

同一筐体中に複数の無線設備を備え、複数の電波を同時に発射する機器が普及していることから、人体に近接して使用する無線設備にあっては、同時に複数の電波が発射されている状態での人体（頭部を除く）における比吸収率を 2 W/kg（四肢にあっては 4 W/kg）以下とするよう規定する。

現状

頭部に近接して使用する無線設備について、比吸収率(SAR)の許容値(2W/kg)を強制規格として規定

【無線設備規則第14条の2】



対象となる無線設備

- 携帯電話
- 衛星携帯電話
- 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)



多様な無線設備が急速に普及

課題

○人体（頭部以外）に近接して使用する無線設備が普及

○複数の無線設備を備え、同時に電波を発射する機器が普及

（例：スマートフォン、タブレット端末等）



頭部における規制に加え、人体頭部以外の安全性についても対応するための制度整備が必要

BODY SAR測定の制度化に向けた国内外の動き

3

局所吸収指針

適用周波数範囲の拡大等

H9 4月答申

H23 5月答申

SAR指針値: 2W/kg (四肢では4W/kg)

SAR指針値: 2W/kg (四肢では4W/kg)

適用範囲 : 100kHz~300MHz、人体から20cm以内
300MHz~3GHz、人体から10cm以内

適用範囲 : 100kHz~6GHz、人体から20cm以内

※ SAR指針値は、側頭部と人体を区別せず適用される。また、単一波源、複数波源を区別せず適用される。

SAR測定方法

頭部SAR

BODY SAR

300MHzから3GHz

30MHzから6GHz

複合端末

IECの規格

IEC62209-1

頭部形状ファントムを用い、側頭部で測定

IEC62209-2

平面形状ファントムを用い、使用状態に即して測定

情通審

H18 1月答申

H23 10月答申

各国の規制状況

頭部SAR

BODY SAR

備考

日本

無線設備規則14条の2

本件改正

IEC準拠

欧州

EN 50360:2001

EN 50566 (2014年2月発効)

IEC準拠

米国

OET Bulletin 65 Supplement C

OET Bulletin 65 Supplement C

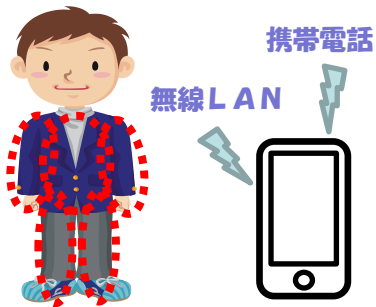
IEEE準拠※

※基本的な考え方はIEC規格と同様だが、SAR規制値が1.6W/kg (四肢は4W/kg) と若干異なる。

目的

人体（頭部を除く）に近接して使用する無線設備が普及してきたこと、複数の無線設備を備え同時に電波を発射する機器が普及してきたこと、そのような無線設備に適用される比吸収率測定方法が国際標準化されたこと等を踏まえ、電波の安全性担保に向けて、人体（頭部を除く）における比吸収率（以下、BODY SARという）の許容値等を制度化する。

制度化のポイント



- ① 人体（頭部を除く）に近接して使用する無線設備_{※1}について、BODY SARの許容値（ 2W/kg （四肢にあっては 4W/kg ））を規定する。
- ② 同一の筐体に収められた他の無線設備_{※2}から同時に発射される電波があるときは、当該電波を含めて、許容値以下としなければならない旨規定する。

※1 人体(頭部を除く)に近接して使用する無線設備(BODY SAR規制対象無線設備)

対象となる無線設備

- 携帯電話
- 衛星携帯電話
- 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)

側頭部と同じものであり、従前同様、無線設備規則に列挙する

考え方

- ・ 人体から20cm以内で使用するもの
(例：スマートフォン、タブレット端末)
- ・ 広く一般国民が利用するもの（主として一般消費者向けの電気通信事業の用に供される無線設備等を想定している）
- ・ SARに与える影響が大きいもの（空中線電力、利用形態等から単独で電波を発射する場合でも基準値を超えるおそれのあるもの）

※2 同一の筐体に収められた他の無線設備

対象となる無線設備

- BODY SAR規制対象無線設備
- 2.4GHz帯小電力データ通信システム
- 5GHz帯小電力データ通信システム
- PHS／デジタルコードレス電話

SARを新たに測定する必要がある無線設備は、告示に定める

考え方

単独使用時には、許容値を超える恐れはないと考えられるが、BODY SAR規制対象無線設備と同一の筐体に収めることが想定され、SARに一定の影響を及ぼす可能性がある無線設備

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

基幹放送用周波数使用計画の一部変更について
(平成 2 5 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 0 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(佐々木課長補佐、柏崎係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 6

基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が 3W を超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）において規定されている。

本件は、茨城県かすみがうら市、土浦市及び行方市周辺地域の難視の解消に向けて、新たに中継局を整備する必要が生じたこと及び周波数再編のための周波数変更（再編りパック）が本年 1 月に完了したこと等に伴い、基幹放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の理由及び概要

(1) 変更の理由

茨城県かすみがうら市、土浦市及び行方市周辺の一部地域においては、地形的な影響等により放送波が十分に届かず、約 2,500 世帯（内約 1,800 世帯が地デジ難視対策衛星放送を利用）の難視地域が点在している。

これらの地区において、恒久的に地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信が可能となるよう、地上デジタルテレビジョン放送中継局の開設を可能とすることが適当と認められる。

また、地上アナログテレビジョン放送終了後、地上デジタルテレビジョン放送による 470-770MHz（13-62ch）までの使用を、470-710MHz（13-52ch）までの使用に再編するため再編りパックを進めてきたところであるが、本年 1 月をもって、全国における再編りパックが完了したこと等から、旧周波数（チャンネル番号）の削除等を行う。

本件は以上の理由により、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

(2) 変更の概要

地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等のうち、日本放送協会（総合放送（県域放送）、教育放送）及び基幹放送事業者（総合放送（広域放送））のものについて、茨城県を放送対象地域とする中継局の送信場所に「かすみがうら」を追加し、当該送信場所で使用可能な周波数（チャンネル番号）及び空中線電力を追加する。

また、一関、新島及び東京のリパック等の終了に伴い、当該送信場所で使用していた旧周波数（チャンネル番号）の削除等を行う。

3. 基幹放送用周波数使用計画の変更案

別紙のとおり。

○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案

第 1 総則

1 (略)

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

(1) 周波数

各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

ア・イ (略)

ウ テレビジョン放送

(ア) 470MHzを超え710MHz以下の周波数を使用する地上系によるもの

中央の周波数473.142857+6iMHz (iは0から39までの整数)に対応するチャンネル番号は、13+i

(イ)・(ウ) (略)

(2)・(3) (略)

3～11 (略)

第 2～第 4 (略)

第 5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局			中継局				
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
<u>関東広域圏</u> <u>(注)</u>	東京		27		10	(略)		
						(東京)		
						<u>新島</u>	<u>35</u>	<u>0.03</u>
						八丈	40	0.01
(略)								

(注)

総合放送(広域放送)を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

現行

第 1 総則

1 (略)

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

(1) 周波数

各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

ア・イ (略)

ウ テレビジョン放送

(ア) 470MHzを超え770MHz以下の周波数を使用する地上系によるもの

中央の周波数473.142857+6iMHz (iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、13+i

(イ)・(ウ) (略)

(2)・(3) (略)

3～11 (略)

第 2～第 4 (略)

第 5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局			中継局				
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
<u>関東広域圏</u> <u>(注1)</u>	東京		27		10	(略)		
						(東京)		
						<u>新島</u>	<u>27</u> <u>35</u>	<u>0.03</u>
						八丈	40	0.01
(略)								

(注1)

総合放送(広域放送)を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2)

周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局				
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
(略)								
岩手県	盛岡	14	1	宮古		14		0.02
				<u>一関</u>		<u>23</u>		<u>0.025</u>
				釜石		14		0.03
(略)								
(略)								
茨城県	水戸	20	0.3	高萩		47		0.01
				筑波		49		0.02
				<u>かすみがうら</u>		<u>31</u>		<u>0.01</u>
(略)								

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(3) 教育放送

放送対象地域	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)
全 国	(略)		
	(岩 手)	13	1 0.02 <u>0.025</u>
	盛 岡		
	宮 古		
	<u>二 関</u>		
	釜 石	13	0.03
	(略)		
	(茨 城)	13	0.3 0.01 <u>0.01</u>
	水 戸		
	高 萩		
	<u>かすみがうら</u>	<u>48</u>	
	(略)		
	(東 京)	<u>48</u>	<u>0.03</u>
	<u>新 島</u>		
	八 丈	38	0.01
	(略)		

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局				
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
(略)								
岩手県	盛岡	14	1	宮古		14	0.02	
				二関		57 23	0.025	
				釜石		14	0.03	
(略)								
(略)								
茨城県	水戸	20	0.3	高萩		47	0.01	
				筑波		49	0.02	
(略)								

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、一関を送信場所とする中継局にあっては、上段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成25年3月31日までに限る。

(3) 教育放送

放送対象地域	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	(略)		
	(岩 手)	13	1
	盛 岡		0.02
	宮 古		0.025
	<u>二 関</u>		
	釜 石	13	0.03
	(略)		
	(茨 城)	13	0.3
	水 戸		0.01
	高 萩		
	(略)		
	(東 京)	<u>26</u> <u>48</u>	<u>0.03</u>
	<u>新 島</u>		
	八 丈		0.01
	(略)		

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局				中継局					
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)				空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)		空中線電力 (kW)
関東広 域圏	東 京	21 22 23 24 25				10	(茨 城)			
							水 戸	14 15 17 18 19		0.3
							高 萩	35 38 41 44 46		0.01
							かすみがうら	38 40 41 46 50		0.01
							(略)			
							(東 京)			
新 島	42 43 45 51 52		0.03							
八 丈	30 32 34 37 39		0.01							
				(略)						
(略)										

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局			
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)
北海道 宮城県	(略)						
秋田県	秋 田	21 29 35	1(注2)	能 代 鷹 巣	(略)		
山形県 千葉県	(略)						
東京都	東 京	16	3	新 島	50	0.03	
				八 丈	41	0.01	
神奈川県 沖縄県	(略)						

2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局				中継局									
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)		空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)		空中線電力 (kW)				
関東広域圏	東京	21	22	23	24	25	10	(茨城)	14	15	17	18	19	0.3
								水戸						
								高萩	(略)					
								(東京)	21	22	23	24	25	0.03
								新島						
								八丈	30	32	34	37	39	0.01
(略)														

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局			
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)
北海道 宮城県	(略)						
秋田県	秋田	21 29 35	1(注2)	能代 鷹巣	(略)		
山形県 千葉県	(略)						
東京都	東京	20 16	3	新島	20 50		0.03
				八丈	41		0.01
神奈川県 沖縄県	(略)						

(注1) (略) <u>(注2) チャンネル番号35の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。</u> (注3)～(注6) (略) 第6、第7 (略)	(注1) (略) <u>(注2) 周波数(チャンネル番号)の変更に際しては、当該変更前の放送区域と同等の放送区域を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。</u> (注3)～(注6) (略) 第6、第7 (略)
--	---

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

株式会社あいテレビのテレビジョン放送を行う
基幹放送局の電気通信設備の変更について
(平成 2 5 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 1 号)

日本テレビ放送網株式会社のテレビジョン放送を行う
基幹放送局の電気通信設備の変更について
(平成 2 5 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(佐々木課長補佐、柏崎係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 6

株式会社あいテレビ所属特定地上基幹放送局及び 日本テレビ放送網株式会社所属特定地上基幹放送局の 電気通信設備の変更について

1. 変更概要

(1) 株式会社あいテレビ

株式会社あいテレビ（愛媛県松山市）は、設備運用にかかる経費削減のため、平成18年6月から自社内にある第1演奏所と、株式会社中国放送内（広島県広島市）にある第2演奏所を中継回線設備で結び、中国放送の番組送出設備を一部共用することで、自社に設置する番組送出設備は番組の切替制御に最小限のもので運用の効率化を図っている。

本件は、非常災害時等にも迅速に対応できるよう、株式会社あいテレビの本社内にある第1演奏所により一元的に番組素材の切替、調整及び番組送出等を可能とすることを目的とし、番組送出設備を第1演奏所に集約するための変更申請があったもの。

(2) 日本テレビ放送網株式会社

日本テレビ放送網株式会社は、平成16年2月に本社機能を麹町（千代田区二番町）から汐留（港区東新橋）に移転し、以来、東京親局の番組送出設備は汐留に設置し、運用している。

本件は、津波等の大規模災害により、万一、汐留の番組送出設備が機能喪失し、運用ができなくなった場合においても放送を継続できるよう、麹町に予備の番組送出設備を加えるための変更申請があったもの。

2. 安全・信頼性の確保のための措置概要

放送法施行規則に規定に基づき審査を実施。

(1) 株式会社あいテレビ

① 番組送出設備（番組送出設備の集約に伴い、全ての項目について審査。）

(1) 予備機器等（第104条）

現用・予備構成としている。

(2) 故障検出（第105条）

番組送出設備の損壊等を自動検出し、直ちに運用者に通報するアラームシステムを有している。

(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備（第106条）

試験機器を放送事業者の事業所等に配備。保守拠点において、通常想定される範囲の故障に対応する応急復旧のための機材（予備のケーブル等）を配備。

(4) 耐震対策（第 107 条）

番組送出設備の機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定するほか、連結等により耐震性を高めている。装置架間にケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を設け、揺れによる引っ張りに対応。等

(5) 機能確認（第 108 条）

現用設備の運用中に、予備機について定期的に動作、主要特性及び機能の確認を実施。放送休止時等に自家用発電機の試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施。等

(6) 停電対策（第 109 条）

非常用電源として、自家発電装置（500kVA）及び蓄電池（100kVA、75kVA）を設置。自家発電装置用燃料の備蓄状況の確認及び補給を定期的実施。

(7) 送信空中線に起因する誘導対策（第 110 条）

送信空中線による電磁誘導作用による影響が及ぶ可能性が極めて低いため、措置は講じていない。

(8) 防火対策（第 111 条）

自動火災報知器、消火ガス系自動消火装置、消火器等を設置。放送設備の電源系統のショート等に起因する火災を防止するため、受電設備に当該電源系統を切り離すための保護継電器及び遮断器を設置。等

(9) 屋外設備（第 112 条）

（番組送出設備は対象外）

(10) 放送設備を収容する建物等（第 113 条）

建物の構造を RC 造など堅固なものとする。また、機器室に空調設備等を設置し、温度、湿度等を定格環境条件の範囲内に維持。さらに、局舎に入る扉への施錠。等

(11) 耐雷対策（第 114 条）

避雷針等の避雷装置を設置。放送設備と局舎を等電位となるように接地。等

② 中継回線設備

措置内容に特段の変更はない。

③ 放送局の送信設備

措置内容に特段の変更はない。

(2) 日本テレビ放送網株式会社

① 番組送出設備（変更の生じる項目について審査。）

(1) 予備機器等（第 104 条）

夕留で設備多重化（現用・予備構成）していることに加え、麹町に予備の番組送出設備を設置することで、さらなる安全信頼性の向上をはかっている。

(2) 故障検出（第 105 条） ～ (4) 耐震対策（第 107 条）

特段の変更はない。

(5) 機能確認（第 108 条）

（予備機器の機能確認）

現用設備の運用中に、予備機について定期的に動作、主要特性及び機能の確認を実施。 等

（電源供給状況の確認）

特段の変更はない。

(6) 停電対策（第 109 条） ～ (11) 耐雷対策（第 114 条）

特段の変更はない。

② 中継回線設備

措置内容に特段の変更はない。

③ 放送局の送信設備

措置内容に特段の変更はない。

平成25年7月10日

放送法施行規則の一部を改正する省令案について
(平成25年7月10日 諮問第23号)

[移動受信用地上基幹放送の新たな中継局の安全・信頼性に
関する技術基準の策定に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、金子係長)

電話：03-5253-5786

放送法施行規則の一部改正案について

－移動受信用地上基幹放送の新たな中継局の安全・信頼性に関する技術基準の策定－

1 諮問の概要

移動受信用地上基幹放送について、放送区域内で受信電波の弱い地域の補完等を行うための中小規模の新たな中継局[※]の開設が必要となっている。このような中継局は、放送ネットワークの最下位にあり、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的で大きくないと考えられる。

このような背景を踏まえ、移動受信用地上基幹放送の放送設備の安全・信頼性に関する技術基準のうち、当該中継局等に係るものについて、措置を規定することとした。

※中規模な中継局のうち受信した電波を復調及び変調せず増幅して再放送するもの及び小規模な中継局

2 改正省令の概要

放送法施行規則の一部を改正する省令案の概要は、次のとおりである。

移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例のうち、中継回線設備及び中継局に関する安全・信頼性に関する技術基準（放送法施行規則第123条、第125条第3項）

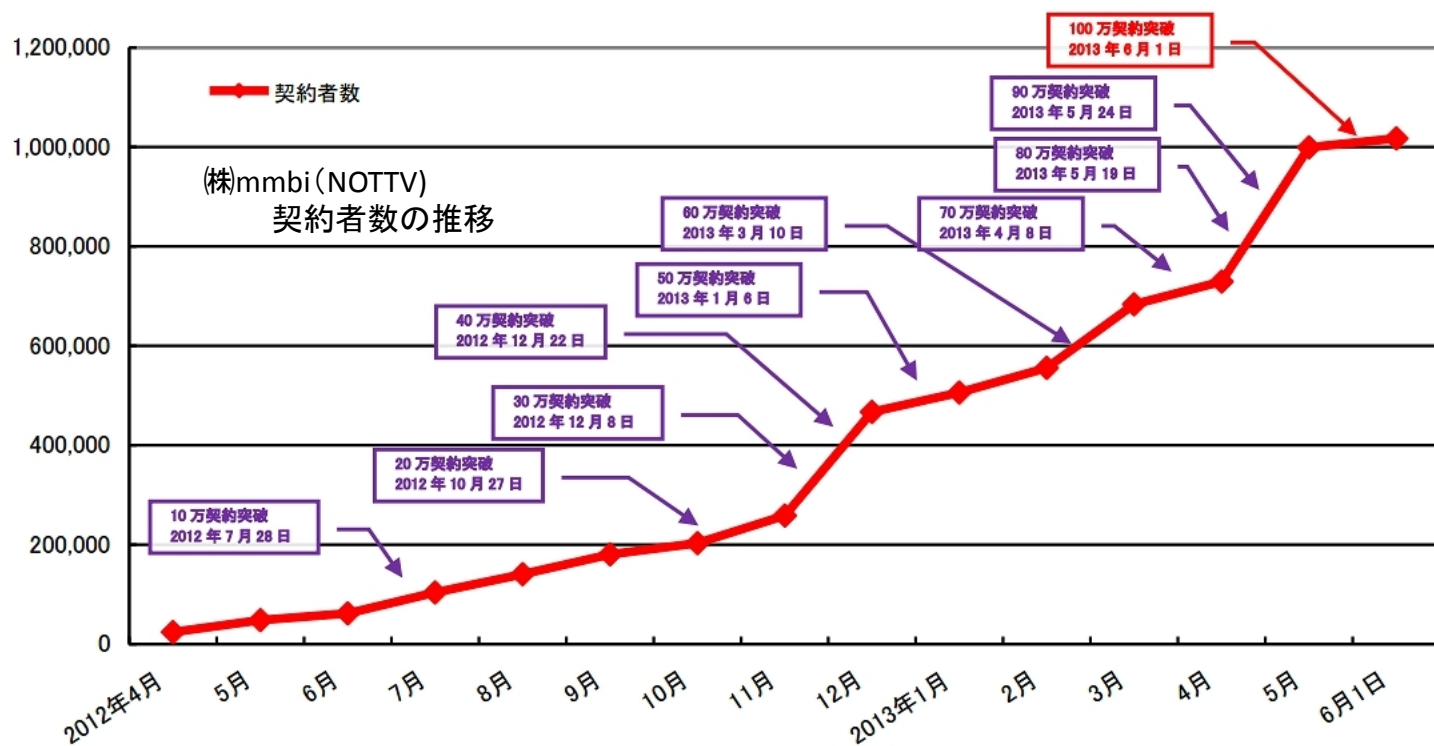
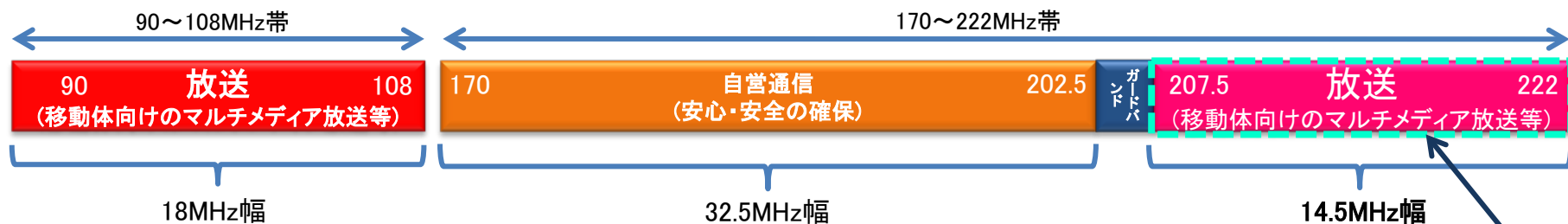
3 施行期日

平成25年8月 公布・施行（予定）

1. V-Highマルチメディア放送について

「マルチメディア放送」とは、平成23年7月24日の地上テレビジョン放送のデジタル化に伴って使用可能な周波数となった90～108MHz及び207.5MHz～222MHzを使用して、主に移動体端末に向けてサービスを行う新しい放送メディアである。

そのうち、「V-Highマルチメディア放送」とは、周波数207.5MHz～222MHzを使用した全国向けのマルチメディア放送であり、平成24年4月1日からサービスを開始している。



V-Highマルチメディア放送
(株式会社ジャパンモバイルキャスト)

2. V-Highマルチメディア放送の特徴

V-Highマルチメディア放送の主な特徴としては、

- ①高品質・高画質のリアルタイム型放送
- ②放送コンテンツを受信機内に一旦蓄積し、好きなときに視聴できる蓄積型放送
- ③通信ネットワークと連携した機能、サービスの提供などが挙げられる。

①リアルタイム型放送

- 従来のTVのように放送を受信しながらライブ映像が視聴できる。



コンサート



スポーツ

ニュース



気になる情報を
リアルタイムに



②蓄積型放送

- 従来の放送と異なり、映像ファイル等を一旦蓄積し視聴できる。

・さまざまな
コンテンツ
・レコメンドも

いつでも好きな
ときに利用



ケータイ内に自動蓄積



新聞



音楽



小説

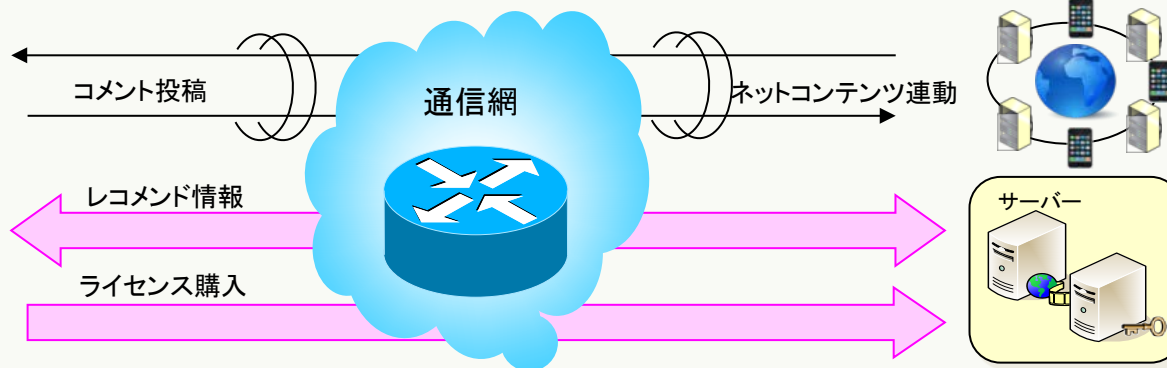


チケット



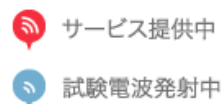
映画

③通信ネットワークとの連携



3. V-Highマルチメディア放送のエリアの充実

【2013年3月末時点のサービス提供状況】



これまで**40の送信所**が開局し、現在、**全国33都道府県**で、サービスを提供している。

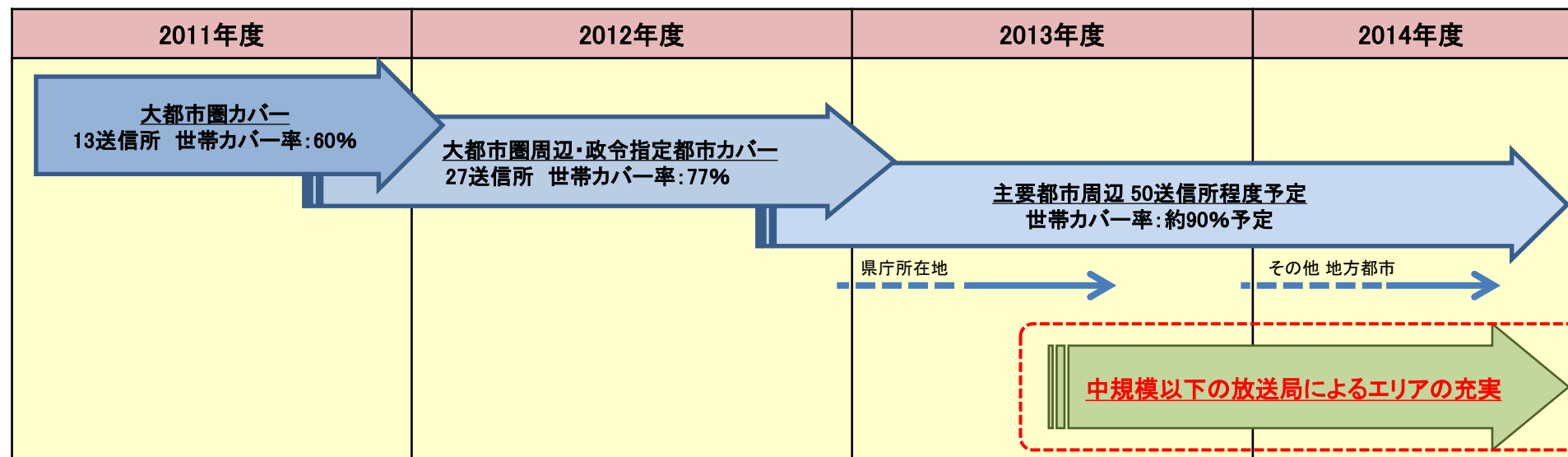
しかし、ビル影などにより、サービスエリア内で減衰する**電波の強度を補う中規模以下の放送局などの開設が必要**である。

⇒3W以下の小規模な放送局

⇒再生中継を伴わない50W以下の中規模な放送局

(非再生中継局)

【ロードマップ】



4. これまでのマルチメディア放送に係る安全・信頼性に関する現行の技術基準について

講じるべき措置 (大項目)		講じるべき措置 (小項目)		番組送出 設備	中継回線設備	放送局の送信設備
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	×	×	×
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○※3	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○※3	○
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○※3	○
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○※3	○
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○※3	○
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○
		②	電源供給状況の確認	○	○	○
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○※3	○
		②	発電機の燃料の確保	○	○※3	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○※3	○
(8)	防火対策		火災への対策	○	○※3	○
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	不要※1	○※3	○
		②	公衆による接触の防止	不要※1	○※3	○
(10)	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○※3	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○※3	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○※3	○
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○※3	○
(12)	宇宙線対策		宇宙線等への対策	不要	○※2	不要

※1 番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

※2 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備に適用する。

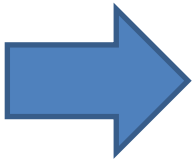
※3 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備については、措置を要さない。

5. 従来の放送局と新たな中継局の特徴

○システム構成の特徴

項目	従来の放送局
空中線電力	500W～25kW (実績)
送信部 冗長構成	現用予備方式又は 並列合成方式
放送ネット ワークの特 徴	放送ネットネットワー クの中核をなし、同位 となる送信所への中 継の他、下位局への 中継により、 放送区域の拡大など に利用されることから、 <u>停波時の影響範囲は 大きい</u>

V-Highマルチ
メディア放送の
エリアの充実
(ビル影対策
等)のために、
多様な中継局
を導入



項目	大規模な放送局	中規模な放送局※	小規模な放送局
空中線電力	右の放送局以外	3W超～50W以下	3W以下
送信部 冗長構成	現用予備方式又は 並列合成方式	冗長構成なし	冗長構成なし
放送ネット ワークの特徴	放送ネットネットワー クの中核をなし、同位 となる送信所への中 継の他、下位局への 中継により、 放送区域の拡大など に利用されることから、 <u>停波時の影響範囲は 大きい</u>	中規模な中継局のう ち非再生中継方式で あるため、放送ネット ワークの最下位となり、 それ以降の中継は行 われないことから、 <u>停 波時の影響範囲は限 定的で大きくない</u>	空中線電力が3W以 下であり、 放送区域が小さく <u>停 波時の影響範囲は限 定的で大きくない</u>

※ 当面導入が予定されている非再生中継方式のものに限る。

このような多様な中継局に対応するため、安全・信頼性に関する技術基準を策定

6. マルチメディア放送の新たな中継局の導入に伴う措置の検討

放送装置の実態及び想定される利用形態等を踏まえ、中規模な放送局(非再生中継)の「故障検出(①の機能を必須とするか否か)」、当該局及び小規模な放送局の「耐震対策(大規模地震対策)」、「機能確認(電源供給状況の確認)」、「屋外設備(公衆による接触の防止)」について、検討する。

講じるべき措置 (大項目)		講じるべき措置 (小項目)		番組送出 設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
					大規模な放送局 へ送信※1	中規模な放送局 へ送信※1	小規模な放送局へ 送信※2	大規模局な 放送局※1	中規模な放送局※1	小規模な放送局 ※2
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	不要※3	○	○	不要※3
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	×	×	要検討	○	×	要検討	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○※6	要検討	要検討	○	要検討	要検討
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	不要	○	○	不要
		②	電源供給状況の確認	○	○	要検討	要検討	○	要検討	要検討
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		②	発電機の燃料の確保	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
(8)	防火対策		火災への対策	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	不要※4	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		②	公衆による接触の防止	不要※4	○※6	要検討	要検討	○	要検討	要検討
(10)	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○※6	○※6	○※6	○	○	○
(12)	宇宙線対策		宇宙線等への対策	不要	○※5	○※5	○※5	不要	不要	不要

※1 基幹放送用周波数使用計画の第6に定める、テレビジョン放送における親局及び中継局に相当する空中線電力を使用する放送局

※2 ※1以外の放送局

※3 放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、措置を要さない。

※4 番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

※5 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備に適用する。

※6 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備については、措置を要さない。

7. 新たな中継局の安全・信頼性に関する技術基準の策定(案)

講じるべき措置 (大項目)		講じるべき措置 (小項目)	措置内容	安全・信頼性基準の導入時の一部答申における解説	新たな中継局の安全・信頼性に関する技術基準の策定
(2) (2)	故障 検出	やむを得ず①の措置(※1)を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	やむを得ず前項に規定する措置を講ずることができない放送設備は、同項の規定にかかわらず、故障等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。	故障等について自動検出、通報する機能を具備しておらず、それを「直ちに」検出、通知することができない放送設備については、これに代替する措置として、エアモニタリング等の手段により故障等を「速やかに」検出、通知するための措置を行うことを求めるもの。 (番組送出設備、放送番組を大規模な放送局へ送信するための中継回線設備、及び大規模な放送局に設置される送信設備は、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、これらの設備については、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当としている。)	安全・信頼性基準の導入時の一部答申においても、「放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な設備（小規模な中継局に設置される放送局の送信設備等）に対しては、経済合理性も勘案し、主に事故の長時間化を防ぐための措置（「故障等の速やかな検出」、「応急復旧用機材の配備」等）が必要」とされている。 このため中規模（非再生中継）な放送局及び小規模な放送局の送信設備（中継回線設備を含む）については、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、事故の長時間化を防ぐための措置である(2)②については適用し、(4)③、(5)②(※2)、(9)②(※3)については、適用しない
(4) (3)	耐震 対策	①②に関する大規模地震対策	前2項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。	本措置は、前項の措置がされたもののうち、特に重要である親局等の放送設備が、通常想定される規模の地震よりも大規模な地震※について耐えるよう措置することを求めるもの。 ※各地域の特性を考慮して規模を想定する必要がある。	
(5) (2)	機能 確認	②電源供給状況の確認	放送設備の電源設備は、定期的な電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。	電源設備は、放送設備の動作のために非常に重要であるとともに、その故障が放送中止事故につながるおそれ大きいことから、本措置は、電源設備の動作について、その状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとに、定期的な巡視、点検等による電源設備から放送設備への電力供給状況を確認し、必要に応じて調整、補修することにより故障等を未然に防止することを求めるもの。	
(9) (2)	屋外 設備 公衆による接触の防止		屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置しなければならない。	本措置は、人為的に屋外設備が容易に壊されたりすることがないように、公衆が容易に屋外設備に触れることができないように設置しなければならないことを求めるもの。	

※1 故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが可能となる措置

※2 実際には、送信設備及び中継回線設備が設置される電気通信事業者のビルでは、当該事業者により電源供給状況が監視されていることが想定される。

※3 実際には、屋外設備は、公衆が容易に触れることができない電気通信事業者のビルの屋上又は鉄塔上等に設置されることが想定される。

8. マルチメディア放送の安全・信頼性に関する技術基準(案)

講じるべき措置 (大項目)		講じるべき措置 (小項目)	番組送出 設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
				大規模な放送局 へ送信※1	中規模な放送局 へ送信※2	小規模な放送局 へ送信※3	大規模局な 放送局※1	中規模な放送局 ※2	小規模な放送局 ※3
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	不要※4	○	○	不要※4
(2)	故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○	○
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	×	×	○	○	×	○	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		② 応急復旧機材の配備	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(4)	耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		② 設備構成部品に関する地震対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○※7	不要※4	不要※4	○	不要※4	不要※4
(5)	機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○	不要	○	○	不要
		② 電源供給状況の確認	○	○	不要※4	不要※4	○	不要※4	不要※4
(6)	停電対策	① 予備電源の確保	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		② 発電機の燃料の確保	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(8)	防火対策	火災への対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(9)	屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止	不要※5	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		② 公衆による接触の防止	不要※5	○※7	不要※4	不要※4	○	不要※4	不要※4
(10)	放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
		ウ 立ち入りへの対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(11)	耐雷対策	雷害への対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(12)	宇宙線対策	宇宙線等への対策	不要	○※6	○※6	○※6	不要	不要	不要

※1 基幹放送用周波数使用計画の第6に定める、テレビジョン放送における親局及び中継局に相当する空中線電力を使用する放送局のうち、※2、※3以外の放送局

※2 3W超から500W以下の放送局であって、非再生中継方式のものに限る

※3 3W以下の放送局

※4 放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、措置を要さない。

※5 番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

※6 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備に適用する。

※7 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備については、措置を要さない。

この他、中・小規模の中継局の重大事故報告を不要とする。

9. 制度整備による今後期待される効果

- 新たな中継局に関する今回の制度整備により、ビル遮断や地形等による電波が弱い地域でも早期かつ柔軟に置局が可能となり、以下のような効果が期待
 - 1 放送設備等の規模が小さくて済むため、置局場所の選択肢が増加し、きめ細かな置局が可能
 - 2 早期に高品質で安定的な電波環境の提供
 - 3 V-Highマルチメディア放送のエリアの充実

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について
(平成 2 5 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(長谷川課長補佐、岡田係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 8

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について

1. 申請の概要

日本放送協会（会長：松本 正之。以下「協会」という。）から放送法（昭和25年法律第132号）第86条第1項の規定に基づき、以下のとおり、協会国際衛星放送の業務の廃止の認可申請があった。

1 廃止しようとする協会国際衛星放送の業務

協会国際衛星放送の種類	テレビジョン放送 (外国人向け協会国際衛星放送)
協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	ヴィーティーシー (VTC) 社
協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置	東経100.5° (アジアサット 5 (Asiasat 5))
協会国際衛星放送に係る周波数	12, 297 MHz

(参考)

- ・放送事項：報道（ニュース、ニュース解説など報道を目的とする放送番組）、インフォメーション（国際親善、国情紹介及び経済交流を目的とする放送番組）
- ・放送区域：ベトナム
- ・視聴可能世帯数：約2万世帯（平成24年3月現在）
- ・業務開始日：平成22年7月1日

2 廃止を必要とする理由

協会は、平成22年7月1日から、ヴィーティーシー社が運用するアジアサット (Asiasat) 社のアジアサット5衛星を用いて、外国人向け協会国際衛星放送（以下「NHKワールドTV」という。）を実施している。受信可能世帯数は昨年3月時点で約2万世帯である。

平成25年1月下旬、ヴィーティーシー社が運用するアジアサット5衛星を用いたNHKワールドTVの放送が、平成24年3月下旬から一方的に中止されていることが判明した。

それまでも協会は、同社に対して機会あるごとに放送の実施確認をし、その都度同社から「放送は継続している」との説明を受けてきたところであるが、本年1月になって初めて同社から「衛星の信号が弱く放送できない」として、上記中止について説明があったところである。

NHKは、上記の事実が判明後、直ちに同社に対して厳重に抗議し、放送再開につい

て繰り返し強く求めた。これに対して、平成25年3月中旬になって、ようやく同社から「別の衛星による再開を検討中であり、契約継続したい」との説明があったが、その後、具体的な対応は一切なかった。

こうした経緯を踏まえて平成25年5月下旬、協会は同社に対し、「速やかに放送を再開しなければ、同社の契約違反に基づき契約を解除する」旨の通告を文書にて行った。これに対し、同社が期限の6月7日までに放送再開と契約継続の意思を示さなかったことから放送再開は困難と判断し、さらに協会は同社との契約を解除し、本業務を廃止しようとするものである。

なお、協会は費用負担をしていない。また、ベトナムでは、同社以外に衛星事業者（ヴィーエスティービー（VSTV）社）やケーブルテレビ事業者等（エスシーティービー（SCTV）社、ヴィーシーティービー（VCTV社）等4社）を通じ、合わせて約190万世帯においてNHKワールドTVが視聴可能である。

3 廃止しようとする時期

平成25年7月16日

2. 審査の結果

審査の結果は次のとおりであり、本件は申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(1) 廃止により、必須業務を毀損しないこと

協会は、放送法第20条第1項第5号の規定により、必須業務として協会国際衛星放送を実施することと定められている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、NHKワールドTVが視聴できなくなる放送区域については、基幹衛星であるIS-19及びIS-20の放送区域に含まれている。

また、当該協会国際衛星放送の受信可能世帯数は約2万世帯であり、NHKワールドTVの受信可能世帯数（約1億6,000万世帯）に占める割合は、僅少である。

以上のことから必須業務を毀損するものではないと認められる。

(2) 廃止により、要請放送の実施に支障が生じないこと

協会は、放送法第65条第1項の規定により、要請放送を実施することが定められている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、NHKワールドTVが視聴できなくなる放送区域については、基幹衛星であるIS-19及びIS-20の放送区域に含まれており、要請区域の変更が必要になるものではない。

また、当該協会国際衛星放送の受信可能世帯数は約2万世帯であり、NHKワールドTVの受信可能世帯数（約1億6,000万世帯）に占める割合は、僅少である。

以上のことから要請放送の確実な実施に支障をきたすものではないと認められる。

(3) 廃止の理由がやむを得ないものであること

協会国際衛星放送の実施手段は海外の衛星を運用する民間事業者との交渉及び契約により市場から調達することによっている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止は、当該放送に使用される外国の放送局の運用する者（ヴィーティーシー社）の契約違反（一方的な放送の中止）によるものであり、契約の相手方である当該事業者の事情によるものである。

協会は、当該事業者に対し、厳重に抗議し、放送再開について繰り返し強く求めた。さらに、「速やかに放送を再開しなければ、同社の契約違反に基づき契約を解除する」旨の通告を文書にて行ったが、同社による放送再開と契約継続の意思は示されなかったため、放送継続が困難と判断し、本業務を廃止するものである。

なお、当該事業者と協会の契約は、無償契約であり、衛星の借用料等の経費は発生していない。

以上のことから、本件に係る協会の認可申請はやむを得ないものと認められる。

(参照条文)

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 (略)

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 (略)

(業務)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～11 (略)

(協会国際衛星放送の実施)

第25条 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(放送の休止及び廃止)

第86条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を12時間以上（協会国際衛星放送にあつては、24時間以上）休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第113条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項（定款変更の認可）、第20条第8項（第65条第5項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第20条第9項（提供基準の認可）、同条第10項（任意的業務の認可）、第22条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第64条第2項及び第3項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第65条第1項（国際放送等の実施の要請）、第66条第1項（放送に関する研究の実施命令）、第71条第1項（収支予算等の認可）、第85条第1項（放送設備の譲渡等の認可）、第86条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第89条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第93条第1項（基幹放送の業務の認定）、第96条第1項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第97条第1項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第120条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第141条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第156条第1項、第2項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第159条第1項（認定放送持株会社に関する認定）又は第167条第1項（センターの指定）の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（協会国際衛星放送の開始の届出）

第16条 法第25条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 協会国際衛星放送の種類
 - 二 協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称
 - 三 協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 四 協会国際衛星放送に係る周波数
 - 五 業務開始の期日
- 2 法第25条の規定による届出をしようとする場合は、別表第1号の様式の届出書により行うものとする。
- 3 法第25条の規定による届出は、協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあっては、放送をする放送番組の一ごと）に行わなければならない。

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第58条 法第86条第1項及び第89条第1項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあっては、直接）総務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務
 - 二 廃止又は休止しようとする理由
 - 三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間
- 2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。

テレビ国際放送の概要

※平成25年4月末現在

テレビ国際放送 (NHKワールドTV)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、英語により1日約23.5時間(株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)、世界に向けて発信
- 放送衛星やケーブル局などを通じて約140の国・地域、約1億6000万世帯で視聴可能
- 使用衛星数: 24基

Eutelsat Hot Bird 13A
Eutelsat 28A
Astra 1KR
Hispasat 1E

Astra 4A

Amos2
Badr-4
Turksat2A

Eutelsat 36B

IS-20

IS-12
Insat 4B

Apstar-7

AsiaSat 3S

Asiasat5

Koreasat6

Palapa-D
Vinasat 1
NSS-11

IS-19

Optus-D2

IS-18

AMC 4

IS-21

- 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)
- 主にホテルにて視聴可能